る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成 23 年度以降のものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る土地改良法第 90 条第 1 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

L　農林水産大臣が調査した国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務のうち旧緑資源機構及び旧農用地整備公団から継承された業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成 23 年度以降のものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る旧農用地整備公団法第 27 条第 1 項及び同法附則第 19 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用地開発公団法改正法による改正前の農用地開発公団法第 27 条第 1 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

M　農林水産大臣が調査した独立行政法人水資源機構の業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成 23 年度以降のものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る独立行政法人水資源機構法附則第 7 条の規定により同法第 26 条第 1 項の規定に基づく負担金とみなすこととされた旧水資源開発公団法第 30 条第 1 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

N_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た都道府県営土地改良事業（農業生産基盤整備系統に限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 21 年度から平成 30 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 21 年度から平成 30 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業

る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成 23 年度以降のものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る土地改良法第 90 条第 1 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

L　農林水産大臣が調査した国立研究開発法人森林研究・整備機構の業務のうち旧緑資源機構及び旧農用地整備公団から継承された業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成 23 年度以降のものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る旧農用地整備公団法第 27 条第 1 項及び同法附則第 19 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用地開発公団法改正法による改正前の農用地開発公団法第 27 条第 1 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

M　農林水産大臣が調査した独立行政法人水資源機構の業務（平成元年 4 月 1 日以降に業務が完了するものに限る。）に係る都道府県の負担金（その支払期間の始期が平成 23 年度以降のものに限る。）のうち、対象施設（ダムを除く。）に係る独立行政法人水資源機構法附則第 7 条の規定により同法第 26 条第 1 項の規定に基づく負担金とみなすこととされた旧水資源開発公団法第 30 条第 1 項の規定に基づく負担金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

N_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た都道府県営土地改良事業（農業生産基盤整備系統に限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 20 年度から平成 29 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 20 年度から平成 29 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業